

議案第 27 号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成 12 年上越市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 139 号を第 141 号とし、第 116 号から第 138 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 115 号ア中「第 112 号」を「第 114 号」に改め、同号イ中「第 112 号ア」を「第 114 号ア」に改め、同号ウ中「第 112 号イ」を「第 114 号イ」に改め、同号エ中「第 112 号ウ」を「第 114 号ウ」に改め、同号を同条第 117 号とし、同条中第 114 号を第 116 号とし、第 113 号を第 115 号とし、同条第 112 号中「第 114 号」を「第 116 号」に改め、同号を同条第 114 号とし、同条中第 108 号から第 111 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 107 号ア中「第 105 号ア」を「第 107 号ア」に改め、同号イ中「第 105 号イ」を「第 107 号イ」に改め、同号を同条第 109 号とし、同条中第 100 号から第 106 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 99 号中「第 97 号」を「第 99 号」に改め、同号を同条第 101 号とし、同条第 98 号中「第 102 号」を「第 104 号」に改め、同号を同条第 100 号とし、同条第 97 号中「第 99 号及び第 100 号」を「第 101 号及び第 102 号」に、「第 95 号の表」を「第 97 号の表」に改め、同号を同条第 99 号とし、同条中第 96 号を第 98 号とし、同条第 95 号の表中「第 98 号の表」を「第 100 号の表」に改め、同号を同条第 97 号とし、同条中第 88 号から第 94 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 87 号中「建築許可申請手数料」を「新築又は一敷地内許可建築物の増築等許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第 89 号とし、同条第 86 号中「以外の建築物の」の次に「新築又は一敷地内認定建築物の増築等における」を加え、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第 88 号とし、同条第 85 号中「建築認定申請手数料」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係るものに限る」に改め、同号を同条第 87 号とし、同条第 84 号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同号を同条第 86 号とし、同条中第 83 号を第 85 号とし、同条第 82 号中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同号を同条第 84 号とし、同条中第 56 号か

ら第81号までを2号ずつ繰り下げ、第55号を第57号とし、同号の前に次の1号を加える。

(56) 建築物のエネルギー消費性能の向上のための改修等における建蔽率に関する特例許可申請手数料 1件につき16万円

第2条中第54号を第55号とし、第53号を第54号とし、第52号の次に次の1号を加える。

(57) 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料 1件につき2万7,000円

第5条第1項第2号ア中「第2条第109号」を「第2条第111号」に改め、同号イ中「第2条第110号」を「第2条第112号」に改め、同号ウ中「第2条第111号」を「第2条第113号」に改め、同号エ中「第2条第133号」を「第2条第135号」に改め、同号オ中「第2条第134号」を「第2条第136号」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 第2条第1号、第7号、第12号及び第16号に規定する手数料を多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により納付し、交付を受けるとき。

50円

第5条第3項を次のように改める。

3 前項第1号及び第2号に規定する手数料の減額又は免除の申請にあつては、別に定める申請書を市長に提出するものとし、同項第3号の規定による手数料の減免にあつては多機能端末機の利用をもって減額の申請があったものとみなす。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和5年4月1日

(2) 第5条第2項及び第3項の改正規定 令和5年6月1日